

適正処理の推進と排出事業者責任の強化

～ 廃棄物処理法改正案 ～

環境委員会調査室 かねこ かずひろ
金子 和裕

1. はじめに

今国会に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の改正案が提出された。廃棄物処理法は、平成3年、9年及び12年に大幅な改正が行われ、13年1月の省庁再編で廃棄物・リサイクル行政が旧厚生省から環境省に移管されてからも5回目の改正となる。

今回の改正は、9年の改正法施行から10年が経過し¹、この9年改正法に加えて12年以降の累次の改正法のそれぞれの附則における、法律の施行状況を政府において検討するとの規定を受けて、中央環境審議会の意見具申を踏まえ²、今国会に提出されたものである。

本稿では、改正案の内容とともに、その前提となる現行の廃棄物処理法の概要、産業廃棄物の状況などについても紹介することとしたい。

2. 現行の廃棄物処理法の概要

廃棄物処理法では、廃棄物を家庭などから排出されるごみやし尿といった一般廃棄物及び工場などでの事業活動に伴って排出される産業廃棄物に区分し、この区分に応じて、処理責任の主体が規定されている。また、廃棄物の適正処理を確保するため、処理(廃棄物の保管、収集、運搬、焼却や再生利用といった中間処理、埋立てなどの最終処分)に当たっての基準や、処理を許可業者に委託する際の基準等が定められている。

許可業者については、一定の資格要件を規定するとともに、廃棄物を処理する施設についても、構造上の基準や施設を維持管理するための基準等が設けられている。

また、廃棄物の輸出入についても、国内処理の原則などを規定している。

ここでは、改正内容との関係から、産業廃棄物の処理の概要を説明することとする。

(1) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物であって、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、鋳さい等、政令で定められた20種類の廃棄物であり、処理責任は排出事業者自身にある(一般廃棄物の場合は市町村に処理責任がある)。

処理形態としては、排出者である事業者が自ら処理する場合、排出事業者の委託を受けた産業廃棄物処理業者が処理する場合が主たるものである。

¹ 平成9年の改正では、住民の反対が強い廃棄物処理施設の設置手続において生活環境影響評価(ミニアセス)や維持管理積立金制度が導入されたほか、廃棄物処理業の欠格要件の強化、マニフェスト制度の拡充、不法投棄に対する都道府県等の代執行を財政支援するための基金の創設などが行われた。

² 中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成22年1月25日)

の場合には、排出事業者は委託した廃棄物が適正に処理されているかなどの確認のため、処理業者に対してマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付しなければならない³。

また、産業廃棄物の処理区域は限定されていないため、一般的には都道府県をまたがる広域処理が行われている。

（２）産業廃棄物の業及び施設設置の許可

廃棄物処理業には収集・運搬業と処分業（中間処理及び最終処分）があり、都道府県知事の許可が必要となる。また、中間処理施設及び最終処分場の設置についても、都道府県知事の許可が必要となる。

（３）監督措置

都道府県知事は、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設設置者などに対して、必要な報告徴収や立入検査を行うことができる。

また、都道府県知事は、不法投棄など処理基準に適合しない処分が行われた場合、その処分を行った者に対して改善命令を出すことができる。さらに、生活環境の保全上支障が生じている場合は、原因者、排出事業者などに対して支障の除去又は発生の防止のための措置命令を出すことができる。

（４）産業廃棄物の輸出入

産業廃棄物を輸入する場合には環境大臣の許可が必要であり、許可申請可能な者は産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設を有する者などに限られている。また、廃棄物の輸出時には環境大臣の確認が必要であり、確認申請可能な者は事業者とされている⁴。

（５）罰則

改善命令や措置命令などの命令違反に対する罰則のほか、処理や委託などの基準違反、無許可の営業、マニフェスト関連の規定違反、無確認の輸出、不法投棄や不法焼却などに対する罰則がある。これらの多くの罰則において、個人の処罰に加えて、組織ぐるみの場合には法人も処罰され得る両罰規定が適用される。

３．産業廃棄物の状況

（１）不法投棄の状況

産業廃棄物を適正に処理せず、山林などに不法投棄する事例は、累次の法改正により減少傾向にあるが、依然として大きな課題となっている。

平成 19 年度に新たに判明した不法投棄の件数は 382 件（前年度 554 件）、不法投棄量は 10.2 万トン（同 13.1 万トン）であり、これらの種類の内訳を件数で見ると、建設系廃棄物が全体の 75.9%（同 72.6%）を占めている（図 1）。また、不法投棄の実行者の内訳は、件数別で排出事業者が 50.5%（同 48.9%）を占めている（図 2）。

³ 交付されたマニフェストは、処理業者間（収集運搬業者、中間又は最終処分業者）を回付され、処理が終了した時点で処理業者により一定の事項が記載され、その写しが排出事業者へ送付される。これにより、一連の行程が終了したこととなる。

⁴ 有害な廃棄物の輸出入については、廃棄物処理法に加え、パーゼル法（「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」）による規制がある。

図1 不法投棄廃棄物の内訳

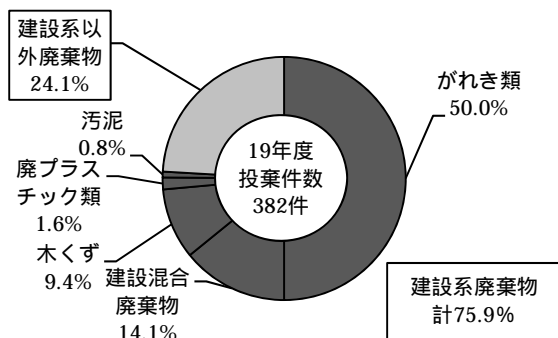
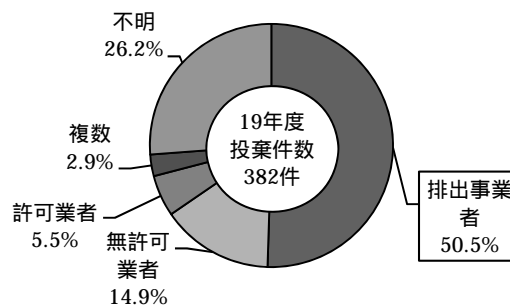


図2 不法投棄実行者の内訳



(出所) 図1及び2とも、環境省資料より作成

(2) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物処理業の許可取消件数は平成9年度の7件から17年度の755件と大幅に増加し(17年度時点の許可件数は282,618件)、不適格者の排除が着実に進みつつあるが、産業廃棄物事犯の検挙事件件数は1,204件(平成19年度。平成10年度342件)と増加している。

(3) 再生利用と発生抑制の状況

平成19年度の総排出量は約4億1,900万トンであり、このうち、再生利用(リサイクル)されたものは全体の52%となっている。これらの推移を見ると、再生利用率は増加しているものの、総排出量は余り減少してはならず、発生抑制は進んでいない(表)。

表 産業廃棄物の総排出量及び再生利用率の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
総排出量(百万トン)	406	400	393	412	417	422	418	419
再生利用率(%)	45	46	46	49	51	52	51	52
(参考)一般廃棄物								
総排出量(万トン)	5,483	5,468	5,420	5,427	5,338	5,272	5,202	5,082
再生利用率(%)	14	15	16	17	18	19	20	20

(出所) 環境省資料より作成

(4) 産業廃棄物最終処分場の状況

再生利用率の増加などにより、埋め立てる最終処分量は減少しており、最終処分場の埋立可能な残余年数も平成9年度の3.2年から17年度には7.7年に増加している。

一方、平成9年の法改正で生活環境影響調査の義務付け導入など施設設置手続の規制が強化されたことなどから、最終処分場などの新規許可件数は、平成9年度の129施設から17年度には32施設へと大幅に減少している。

4. 改正案の概要

(1) 排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

排出事業者は産業廃棄物を処理する場合、自ら処理するか処理業者に委託するかを選択する。自らの処理では事業者自身による不適正処理や、処理業の許可を要しないことに乗じて、他人の廃棄物までを引き取り、不法投棄などにつながる事例が発生している。

また、委託の場合にも、不適正処理を行っている処理業者に対する委託の継続により、

事態が深刻になる事例もある。

こうしたことから、改正案では以下のような事項が盛り込まれている。

ア 産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前の届出制度の創設

排出事業者が産業廃棄物を保管する際には、廃棄物の飛散や流出などを防ぐため保管基準などを遵守しなければならないが、通常は事業場内での保管が想定されることもあり、都道府県がその保管場所までを把握するようにはなっていない。一方、許可業者が保管する場合には、許可の際に都道府県が把握できるようになっている。

こうしたことから、事業場外での保管による不適正処理を防ぐため、その場所を届け出ることとするものではあるが、今後は、処理をせずに大量に保管するといった不適正処理にも対処するため、保管量の在り方も検討する必要がある⁵。

イ 処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

現行法では、事業者は、「(委託する)産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

本規定は、排出事業者の一般的な注意義務であり、その具体的な措置については定めがないとされ、例えば、マニフェストでは最終処分までの処理の流れを把握することはできても、委託した処理が処理基準等を遵守したものかまでは確認できない。

こうしたことから、改正案では委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行う旨の規定が追加され、具体的な措置を明確化としている。この「確認」について、中環審の意見具申²では処理施設などでの実地の確認が挙げられている。

ウ 産業廃棄物処理業者による委託者への通知

また、改正案では、施設の事故や事業の停止処分など、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難な場合などには、処理業者は委託した排出事業者に通知するとともに、排出事業者は速やかに処理の状況を把握し、適切な措置(処理業者の委託替え、産業廃棄物の引取りなど)を講じなければならないこととしている。

これにより、不適正処理の増大を防げることが期待されるが、顧客を失いたくないと考える処理業者が適切に通知を行うか検証する必要がある⁶。

エ マニフェスト制度の強化

マニフェストを排出事業者が処理業者に交付すると、運搬、処分が終了するたびに受託した処理業者からマニフェストの写しが排出事業者に送付される。現行では排出事業者はこのマニフェストの写しを保存する義務はあっても、最初に交付したマニフェストの保存の義務は法律上ない⁶。

こうしたことから、改正案では、後から送付されてきた写しとの照合により、一連の処理の行程を排出事業者が確認できるよう、交付したマニフェストについても一定期間の保存義務を追加することとしている。

⁵ 平成16年の環境省ヒアリング調査によると、不法投棄の発生状況では自社処理と称する大量保管によるものが約7割に上る(宮崎文雄「“自ら処理”の実態と課題」『INDUST』vol.24 No.8(2009.8))。

⁶ 現行では、省令において、マニフェストの写しの送付があるまでの間保管することとされている。

本制度は平成3年の法改正により、処理基準がより厳しい特別管理産業廃棄物について導入され、9年の改正ですべての産業廃棄物へ拡大された。17年の改正では受託した処理業者へのマニフェストやその写しの保存の義務付けなどが追加されている。

今回の改正案は、対策としては後手に回っている感があるが、排出事業者の注意義務がより一層高くなることが期待される。また、不法投棄の事案では処理業者などの原因者以外に排出事業者に対しても責任を追及する場合、排出事業者を割り出すために処理業者の帳簿とあわせてマニフェストが利用されることがある⁷。改正案が、こうした対策に資することも期待されることである。

このほか、現行では処理業者による架空のマニフェストの作成等が禁止されているが、今回、処理を受託する処理業者は、排出事業者からマニフェストの交付を受けていない場合には、産業廃棄物の引渡しを受けてはいけない旨の規定が追加される⁸。

なお、マニフェストは複写式の伝票が使用されているが、電子媒体による電子マニフェストの利用も認められている。電子マニフェストは、通常の紙マニフェストと比べて、紛失・破棄のおそれがない、記載漏れを防げるなどの利点があり、不適正処理における排出事業者の責任追及が容易とされている⁹。意見具申では、電子マニフェストの更なる普及促進の必要性が指摘されているが、義務化については少量・少頻度の排出事業者の費用負担などを踏まえて継続的に検討すべきとされている。

オ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の例外

解体工事などに伴う建設系廃棄物については、排出場所が一定でないことや、請負形態により、元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し、処理責任を有する排出事業者を特定することが困難な場合があるとされる。また、これに乗じて、自ら処理と称した無許可での不適正処理も発生している。

改正案では、元請業者を排出事業者として処理責任を一元化するとともに、不適正処理の原状回復に係る措置命令において、下請業者が不適正処理を行った場合には元請業者を命令の対象とすることとし、元請業者の監督責任を明確化している。

建設系廃棄物の処理については、環境省通達により、原則、元請業者が排出業者に該当するとされてきた。一方、こうした解釈とは異なる判例もあり¹⁰、建設系廃棄物の不法投棄が全体の多数を占める状況を背景として、条文に規定するものである。

⁷ 青森・岩手県境の不法投棄事件（投棄量約88万m³、撤去費用約655億円）では、25都道府県約1万2,000社が不法投棄された産業廃棄物の排出事業者として割り出された。廃棄物処理法では、マニフェストなどの違反や適正な対価を負担していないなどの場合、都道府県知事は排出事業者に対しても原状回復の措置命令を発出することができる。一方、同事件では、排出事業者への措置命令は23件（平成19年10月1日現在）にとどまっている。

⁸ マニフェストの年間交付件数は約5,000万件（電子マニフェストを含む）と推定されている。マニフェスト交付者がその写しを受けなかったとして都道府県知事等へ報告した件数は1,364件、マニフェストに係る都道府県知事等の排出事業者への勧告は31件、指導は2,153件となっている（平成16年度）。

⁹ 電子マニフェストの普及率は、平成20年10月末現在、全体の約15%となっている。

¹⁰ フジコー事件（平成5年東京高裁判決）では、解体工事と建設系廃棄物の収集運搬を請け負った下請業者に処理業の許可が必要かについて、下請の形態であっても、排出単位としてひとまとまりの仕事を請け負い、自ら施工して廃棄物を排出したならば、排出業者に該当するとし、行政側の解釈は立法論の問題とした。

(2) 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

廃棄物処理施設は、周辺住民にとって迷惑施設であり、新たな立地が困難であるばかりか、既存の施設に対しても安心安全の面からの不信感がある。

こうしたことから、改正案では以下のような事項が盛り込まれている。

ア 都道府県知事による定期検査の実施

現行では廃棄物処理施設の稼働後、設置者による定期点検や記録の保存などが義務付けられているが、施設設置の許可に有効期限がないこともあり¹¹、例えば許可更新時の行政による検査などができないことから、本事項が追加されるものである。

定期検査は省令で定める期間ごとに実施されることとなるが、検査の結果も踏まえ、今後は許可の有効期限についても検討する必要がある。

このほか、施設の維持管理状況などの情報公開が設置者に義務付けられる。

イ 設置者の不在となった最終処分場の維持管理

埋立てが容量の限界となり処分が終了した最終処分場では、施設を廃止するまで、廃棄物からの浸出液の処理など汚染を防ぐための維持管理を要するが、設置許可の取消しや破産により維持管理を行う者が存在しないケースがあり、問題が生じている。

このため、改正案では、許可を取り消された者又はその承継人に最終処分場が廃止の基準に適合するまで維持管理を義務付けることとしている。

また、埋立て終了後は収入がないことから、設置者は、埋立て期間中に廃止までの維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構に積み立てなければならず、埋立て終了後、毎年、機構から費用を取り戻すという維持管理積立金制度が行われている。

今回の改正案ではこの維持管理費用を取り戻せる者に最終処分場の設置者であった者又はその承継人を追加することとしており、これにより、維持管理の確実な実施を費用面で担保しようとしている。

さらに、設置者が維持管理積立金を積み立てていない場合を設置許可の取消しの対象とするとともに、不適正処理があった最終処分場について、都道府県知事（一般廃棄物では市町村長）が原因者に代わり維持管理などを行った場合には、その最終処分場に係る維持管理積立金を代執行の費用に充てることができることとしている。

最終処分場の維持管理には莫大な費用を要する¹²。利潤を追求する処理業者にとっては支出に消極的になりがちなものであり、埋立て終了後に処理業者が倒産した場合に備えるため、平成9年の法改正で維持管理積立金制度が導入された¹³。

改正案は、埋立て終了後の維持管理責任を徹底しようとするものであるといえる。また、不法投棄などは最終処分場で行われるケースも多く、都道府県知事などが代執行せざるをえない場合、費用の求償手段としても期待されるところである。

¹¹ 処理業の許可については、産業廃棄物処分業の場合は5年など、有効期限がある。

¹² 環境省の試算によれば、一般廃棄物や汚泥、燃え殻などの産業廃棄物用の管理型最終処分場の場合（埋立面積3万㎡、埋立期間10年）維持管理費用は約12億円（維持管理年数18年）がれきなど性状が安定した産業廃棄物用の安定型最終処分場の場合（条件同じ）は約8千万円（同3年）とされている。

¹³ 平成20年度の維持管理積立金の状況は、積立累計額は約431億円、積立件数は873件となっている。

(3) 廃棄物処理業の優良化の推進等

ア 優良な産業廃棄物処理業者の許可の特例

優良な産業廃棄物処理業者を育成し、排出事業者が自らの判断によりこうした処理業者へ委託することにより、産業廃棄物処理市場の健全化を図るため、平成 17 年から産業廃棄物処理業者優良性評価制度が導入されている¹⁴。

これは、環境省令に基づき、評価基準に適合する処理業者について許可更新等の際の申請書類の一部を省略するとともに、評価基準の適合を許可証に記載し、環境省所管の財団法人や都道府県のホームページに公表するものである。

改正案では、事業の実施に関する能力・実績が一定の要件を満たす処理業者について、現行一律 5 年間の許可の更新期間に特例を設けようとするものである。

東京都など都道府県の中には第三者機関による格付制度を導入している団体もあり、今後はこれらとの整合性も図る必要がある。また、制度として排出事業者において優良処理業者を選択するインセンティブが不十分であるとの指摘もあり、今後、優良業者をより一層育成するためにも、排出事業者に対するインセンティブも検討していく必要がある。

イ 処理業者の許可の欠格要件に係る規定の合理化

平成 15 年の法改正により、処理業者が欠格要件に該当するなどの場合には、その許可を必ず取り消さなければならないとされた¹⁵。

これにより、許可取消し処分が無限に続く無限連鎖が運用上懸念されてきた。例えば、法人 A 又はその役員 a が欠格要件に該当し、法人 A が取り消しとなった場合、同じ法人 A の別の役員 b が他の法人 B の役員を兼任していれば、法人 B も取り消しとなる。それが法人 B の役員を兼ねる役員 c のいる法人 C、さらに法人 D、E と、法理論上、無限に他法人の許可取消しが続くというものである。こうした無限連鎖は適正な処理体制を確保するという制度の趣旨に反することから、環境省は通達により、運用では原則として一次連鎖（法人 B の許可取消し）までで止めているところである。

改正案では、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合許可の取消しは一次連鎖までとし、連鎖的な取消しに対応することとしている。

こうした改正案に対し、例えば、役員の個人的な犯罪による欠格要件への該当については、当該役員が辞任すれば裁量的な許可の取消しにすべきなどの考え方もある¹⁶。また、許可の取消しに関連して、施設設置の許可における欠格要件の廃止（製造業者が自ら処理するためや生産プロセスを活用した廃棄物処理施設に関して、廃棄物処理法と直接関係のない事業でのその他の環境法令の過失違反をした場合などの欠格要件

¹⁴ 優良処理事業者の評価を受けている者は、平成 20 年 10 月末現在、391 者に上っている。

¹⁵ 欠格要件には、暴力団員等がその事業活動を支配する者、廃棄物処理法・環境保全法令・刑法などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから 5 年を経過しない者、(他の都道府県の)廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から 5 年を経過しない者などがある。欠格要件は、廃棄物処理業・設置の許可の要件でもあり、審査の対象は、法人だけでなく、その役員や幹部などの個人も含まれる。

¹⁶ 佐藤泉「欠格要件の見直しについて」『INDUST』vol.24 No.8 (2009.8)

からの除外)といった要望もあるが¹⁷、意見具申では、こうした欠格要件の体系を見直すような段階には至っていないとしている。

(4) 不適正処理対策の強化

産業廃棄物の不法投棄は、件数、数量とも減少する一方で、過剰保管を始めとした不適正処理が多く発生している。不適正処理対策としては、早期発見等による未然防止・拡大防止の徹底強化と実行者や関与者への責任追及の厳格化が強く求められている。

ア 報告徴収及び立入検査の対象の拡充

報告徴収は、不適正処理の未然防止のため、排出事業者や処理業者、処理施設の設置者などを対象としており、また、立入検査も同趣旨の観点からこれらの事業所や施設などを対象としている。一方、従来から不適正処理には不法投棄などが行われた土地の所有者が関与しているケースもあり(不適正処理が行われた土地への立入検査は現行でも可能)、土地所有者への対策が求められている。

改正案では、土地所有者などの関係者やこれらの事務所、車両、船舶などを報告徴収・立入検査の対象に追加することとしている。

なお、土地所有者(占有者を含む)に関しては、不適正処理された廃棄物を発見した場合、都道府県知事などへ通報する努力義務が改正案に盛り込まれている。

イ 措置命令の対象の拡充

原因者などに原状回復などを求める措置命令は、現行、不法投棄と認定されなければ、処理基準違反の収集運搬や保管基準違反の排出事業者の保管は対象とならない。こうしたことから、改正案ではこれらを措置命令の対象とすることとしている。

ウ 罰則の強化

不適正処理への抑止力を高めるため、順次罰則が強化されてきた。今回の改正案では、組織ぐるみの不適正処理により一層対処するため、両罰規定の強化(不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を1億円以下の罰金から3億円以下の罰金へ引上げ、公訴時効期間について従業者等の罪との同一化)が盛り込まれている。

(5) 排出抑制と適正な循環的利用の推進

ア 多量排出事業者処理計画制度の充実

1千トン以上の産業廃棄物を排出する事業者は、多量排出事業者として、事業場ごとに廃棄物の減量や適正処理に関する計画及びその実施状況を都道府県知事へ提出しなければならず、都道府県知事がこれらを公表することとなっている¹⁸。

これは自主的な減量化を推進するためのものであるが、改正案では、こうした取組を強化するため、計画や実施状況を提出しない場合に過料の対象とするものである。

本制度は、従来、都道府県知事が個別に処理計画の作成を指示していたものを、平

¹⁷ 「2008年度経団連規制改革要望」(2008.6 経団連)など

¹⁸ 多量排出事業者は約1万事業所に上り、その排出量は全体の約6割となっている。

成 12 年の法改正により、一律に多量排出事業者に対して処理計画の作成に加えて、実施状況の報告を義務付けたものである。意見具申では、改正案の内容以外にも、都道府県において事業場ごとに処理計画に関する評価を行うことができるようにすること、優良な取組事例などを公表すること、処理の委託により減量した場合も含めて評価することなどが提言されている。

イ 大臣認定制度に係る監督規定等の整備

現行では、廃棄物のリサイクルを推進するため、一定の要件の下、業の許可などを不要とする大臣認定制度がある。

これには、新規の処理施設の設置困難な状況を背景として、製鉄所などの生産設備を利用して大規模かつ安定的にリサイクルを行う場合の再生利用認定制度、パソコンなどの製造事業者等が広域的にリサイクルを行う場合の広域認定制度、石綿含有廃棄物等を生産設備により無害化処理する場合の無害化処理認定制度がある。

改正案では、これら認定制度において、認定に係る事項を変更する場合の規定の整備、これら変更に係る規定に違反した場合の認定の取消しのほか、再生利用認定及び広域認定については、報告徴収及び立入検査を可能とすることとしている（無害化処理についてはすでに規定済み）

これは、特に共同申請や認定業者からの委託が認められている広域認定では、スキームの関係者が多数に上ることから、認定に係る事項の変更について規定を整備するとともに、環境大臣が認定に関する権限を有し、都道府県知事が報告徴収などの権限を有することから、広域認定業者や再生利用認定業者による不適正処理に対して、報告徴収から認定取消しまでの一連の措置について連携を図ろうとするものである¹⁹。

このほか、意見具申では、広域認定制度については、製造事業者のリサイクルへの参入により、リサイクルしやすいなどの環境に配慮した製品の設計・開発などを行うといった D f E（環境配慮設計）が進むことを期待したものであるとし、D f E の促進に資する取組を講ずべきとされている。

ウ 廃棄物を輸入できる者の拡充

現行では国外廃棄物の輸入許可申請が可能な者は、産業廃棄物処分業者など自ら処分する者に限定されているが、企業においては、途上国では適正処理が困難なものの、我が国では処理可能な自社などの国外廃棄物に対応能力の範囲内で受入れ、適正に処理する取組が進んでいる。

このため、改正案では、広義の排出事業者責任などの観点から、国内で適正に処理できる国外廃棄物の処分を委託して行う製造事業者などについても、輸入許可申請が可能とすることとしている²⁰。

¹⁹ 平成 20 年 6 月末現在、広域認定制度の認定実績は一般廃棄物 72 件、産業廃棄物 149 件であり、同じく再生利用認定制度については、それぞれ 64 件、46 件となっている。また、平成 20 年度の広域認定事業者及び再生利用認定業者による不適正処理事案の件数は、それぞれ 1 件であり、認定の取消しについては、両制度とも実績はない。

²⁰ 平成 20 年の輸入許可件数は 9 件であり、輸入許可量は 4,450 トンとなっている。その多くが台湾からの廃乾電池となっている。

エ 廃棄物の焼却時の熱利用の促進

これは、廃棄物の焼却時に熱回収（サーマルリサイクル）を行う者が一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができ、改正案の定期検査（（２）ア参照）が除外される。

焼却時に廃熱利用や発電を行う熱回収は、廃棄物等の処理の優先順位である３Ｒに位置付けられているだけでなく、温室効果ガスを削減し、低炭素社会の形成にも資するものとされている²¹。

しかし、熱回収を行っている焼却施設は、一般廃棄物の場合 67%であるのに対して、産業廃棄物の場合 27%に過ぎない（平成 18 年度）。意見具申では、経済的な要因もあることから、現時点では処理業者に熱回収の義務を課すことは困難であり、まずは市場拡大や地域でのエネルギー利用の支援措置などを推進するべきとしている。

（６）その他

法律の施行期日は、公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日としている。また、施行後 5 年を経過した場合に、政府は必要な措置を講ずるものとしている。

5. おわりに

旧厚生省から廃棄物・リサイクル行政を引き継いだ環境省は、安かろう悪かろうの産業廃棄物処理業界の健全化を目指して、不適正処理に対しては行政指導ではなく法律に基づく行政処分を行うよう都道府県を指導し、また、廃棄物処理法の規制や罰則を強化するとともに、処理業者の優良化を図ってきた。

今回の改正案も対処療法的との指摘もあるが、規制の強化は健全な処理業者や実際に廃棄物行政を担っている地方公共団体の負担も増えることを考えれば、段階的に改正が行われることもやむを得ないであろう。悪貨が良貨を駆逐する状態が続いているのである。

また、これまでの廃棄物処理法や容器包装リサイクル法などの個別リサイクル法の見直しでも、発生抑制やリユースが進んでいないことが課題として挙げられている。３Ｒの中でもリサイクルなどより上位にあるこれらについて効果的な仕組みがないのである。

適正処理が第一の課題であり、多量排出事業者を除き、努力義務では発生抑制にも限界がある。今後は、排出事業者責任の在り方について、３Ｒより更に上位の段階である事業者の事業活動を視野に入れて検討することが重要であろう²²。また、都道府県の産業廃棄物税や温室効果ガスの排出量取引制度などの経済的手法の導入も検討の必要があろう。

²¹ 循環型社会形成推進基本法では、発生抑制（Reduce）再利用（Reuse）再生利用（Recycle）熱回収、適正処分の順に廃棄物等の処理の優先順位である３Ｒを規定している。また、京都議定書目標達成計画では廃棄物分野も対象としている。2008 年度の廃棄物焼却等からの二酸化炭素の排出量は全体の 2 %ではあるが、1990 年の基準年比では 24%増加している（電気・熱配分後）。

²² 循環型社会形成推進基本法では、拡大生産者責任（製造業者等の廃棄・リサイクル段階での費用負担等）を規定している。